

武蔵野市立武蔵野芸能劇場ほか 2 施設の管理運営に関する 年度協定書（案）

武蔵野市（以下「甲」という。）及び〇〇〇会社（以下「乙」という。）とは、武蔵野市立武蔵野芸能劇場外 2 施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり当該事業年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第 1 条 この年度協定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（事業計画）

第 2 条 乙は、基本協定第 21 条の規定に定めるところに従い、常に良好な状態において各施設を管理し、事業計画の内容に沿って、最も効果的に運営するものとする。

（指定管理料）

第 3 条 甲は、施設の指定管理料として、金〇〇〇〇円を乙に概算払いで支払うものとする。

2 前項の支払は、別紙のとおり 4 期に分割して支払うものとする。

（指定管理料の請求）

第 4 条 乙は、前条第 1 項に規定する額を甲の定める手続により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受領した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

（指定管理料の精算等）

第 5 条 乙は、支払を受けた指定管理料の執行の内訳を明らかにした精算書を第 1 条に規定する協定期間の終了後、60 日以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、精算が必要な修繕費等の経費について精算残金が生じたときは、速やかにこれを甲に返納しなければならない。

（指定管理料の変更）

第 6 条 乙は、この協定の締結後生じた事由のため、指定管理料に変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、指定管理料の金額内で各費目間での流用ができるものとする。

2 乙は、指定管理業務に要する費用の額が指定管理料の額を超えるときは、予め定めたりスク分担に基づき、甲乙協議のうえ、追加の措置を執ることができる。

3 甲は、指定管理業務に要する費用の額が指定管理料の額を下回ると認め

られるときは、予め定めたリスク分担に基づき、甲乙協議のうえ、減額の措置を執ることができる。

(疑義等の決定)

第7条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とは誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 個人情報の取り扱いについては、基本協定第16条によるものとし、個人情報以外の情報については、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 業務を受託した者及びその従事している者は守秘義務を負うこと。
- (2) 情報セキュリティに関する事故が発生した場合は、事故の内容及び想定される影響について直ちに市に報告すること。また、その対応策について早急に検討し市に報告すること。
- (3) 情報セキュリティに関する責任体制をあらかじめ明確にすること。

令和7年4月1日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市

代表者 市長 ○○ ○○

乙 (住所)
(会社名)

代表者 ○○○ ○○ ○○